

令和6年度

副産物（工事支障木）第2回

入札の御案内

（資格付一般競争入札物件明細書）

令和6年11月26日（火） 10時30分 締切

静岡森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

静岡森林管理署

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1番120号

TEL 054-254-3401

TEL 050-3160-6015 (IP)

公 売 公 告

令和6年11月6日
分任契約担当官
静岡森林管理署長 高柳 威晴

下記のとおり副産物の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年11月26日（火）

入札開始 午前10時20分

締切 午前10時30分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

静岡森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒420-0856

静岡県静岡市葵区駿府町1-120

静岡森林管理署

（2）到着期限 令和6年11月25日（月） 午後5時00分必着

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「副産物公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

- (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理者のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに談合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

- （1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- （2）契約の締結期限は令和6年12月5日（木）までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- （1）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{日}$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- （2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- （3）延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供

があった日から１５日以内とします。

- (２) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第３４条第３項第２号及び国有林野事業林産物売買契約約款第７条３項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を静岡森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (３) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第３５条に基づき、引渡領収書を静岡森林管理署長に提出して下さい。

１４ 搬出期間

物件の引渡日から令和７年１月３１日（金）までとします。

１５ 各規程等の閲覧場所

(１) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：静岡森林管理署又は静岡森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：静岡森林管理署で閲覧して下さい。

静岡森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/sizuoka/index.html>

(２) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙１：委任状、別紙２：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、静岡森林管理署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

１６ その他留意事項

- (１) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。
- (２) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。
- (３) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (４) 適格請求書（インボイス）の交付について
 - ア 国は適格請求書発行事業者です。
 - イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせ

て適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご確認ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

（５）本物件は、工事支障木のため土砂等が付着していることに留意のうえ、物件の種類・規格品質等は必ず現物を熟覧してください。

（６）本物件の搬出について、運搬に用いる車両が、運搬区間を走行できるか確認のうえ入札してください。

1 7 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

静岡森林管理署 業務グループ 経営担当

N T T電話番号 0 5 4－2 5 4－3 4 0 1

I P電話番号 0 5 0－3 1 6 0－6 0 1 5

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特 約 事 項

- 1 作業にあたっては、円滑な事業実行のために、あらかじめ担当森林官と打合せを行ったうえで開始して下さい。
- 2 搬出完了後は、担当森林官に連絡し、現地について指示があった場合は従ってください。
- 3 過積載を行わないなど各法令を必ず遵守してください。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 資格付一般競争入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
静岡森林管理署長 殿

注意： 1. 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署・森林管理事務所ごとに委任状の提出が必要となります。

委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 資格付一般競争入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和7年3月31日

令和 年 月 日

住所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
静岡森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び
関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
静岡森林管理署長 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

現 地 案 内 日 程 表

※雨天決行

入札・ 売払 番号	物件所在地	案内年月日	集合場所・時間	案内者
1	大代国有林 1224ヌ林小班 大代貯木場	令和6年 11月13日(水)	大代林道ゲート入口前 午前10時00分 マップコード: 169 713 691*78	南千頭森林事務所 森林官 福地 TEL:0547(59)3151



販売物件一覧表

入札 売払 番号	物件所在地	桧積 番号	樹種	長級（m） （※1）	本数 （本）	材積 （m ³ ）	備考
1	島田市大代 大代国有林 1224ㄨ林小班 大代貯木場	1	ヒノキ 一般材	4	69	24.436	辰間林業専用道災害復旧工 事における支障木 （令和6年度伐採）
		2	ヒノキ 低質材	4	29	5.800	
		3	スギ 一般材	4	1	1.850	
		4	スギ 低質材	4	9	3.746	
		5	モミ 低質材	4	7	3.152	
合 計					115	38.984	

※ 1 長級4.0mは概ねの長さです。
 ※ 2 各物件は、工事支障木であるため、土砂が付着している場合があります。

位置図

島田市大代 大代国有林1224又林小班
大代貯木場

貯木場
桧積箇所

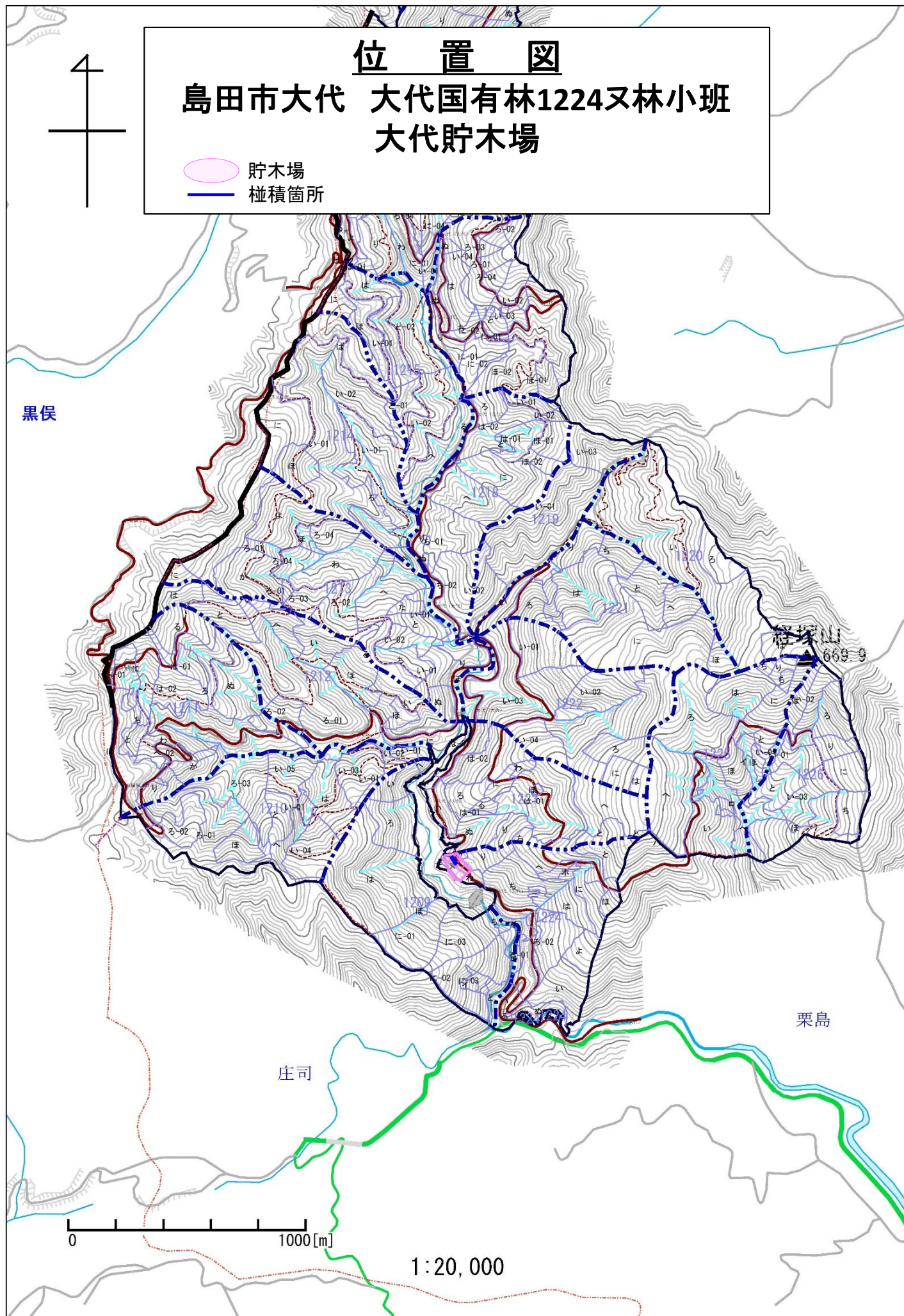
黒俣

栗島

庄司

0 1000[m]

1:20,000



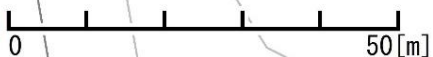
島田市大代 大代国有林1224又林小班
大代貯木場

か

た

又

貯木場入口

~~わ~~

1 : 1, 000

(番号)

棧積箇所

1号物件

桧積状況

写真撮影日： 令和6年10月15日

桧番号	材積(m ³)	備考
①	24.436	毎木 69本 ヒノキ 一般材



桧番号	材積(m ³)	備考
②	5.800	毎木 29本 ヒノキ 低質材



桧番号	材積(m ³)	備考
③	1.850	毎木 1本 スギ 一般材



桧番号	材積(m ³)	備考
④	3.746	毎木 9本 スギ 低質材



桧番号	材積(m ³)	備考
⑤	3.152	毎木 7本 モミ 低質材

